

大和市監査委員告示第5号

地方自治法(昭和22年法律第67号)第199条第9項の規定により、監査の結果を次のとおり公表する。

令和7年2月26日

大和市監査委員 佐藤 光 徳

大和市監査委員 中 村 一 夫

- 1 監査等の種類 地方自治法第199条第1項、第2項及び第4項の規定による監査
- 2 監 査 対 象 文化スポーツ部
- 3 監査対象期間 令和6年2月～令和7年1月
- 4 監 査 年 月 日 令和7年2月26日
- 5 監 査 の 方 法 この監査は、大和市監査基準に従い、文化スポーツ部（文化振興課、国際・男女共同参画課、スポーツ課）において、次に掲げる事務を対象とし、財務に関する事務等が法令に準拠し、適正かつ効率的に執行されているかを主眼として、抽出により実施した。
 - (1) 予算執行に関する事務
 - (2) 収入調定に関する事務
 - (3) 契約に関する事務
 - (4) 補助金交付に関する事務
 - (5) 基金管理に関する事務
 - (6) 行政財産の貸付・目的外使用許可に関する事務
 - (7) 財産管理に関する事務
 - (8) 備品管理に関する事務
 - (9) 文化財調査報告書販売に関する事務
 - (10) 学校施設使用料徴収に関する事務
 - (11) つり銭・領収印の管理に関する事務
 - (12) 切手の受払に関する事務
 - (13) 非常勤特別職職員の報酬支払に関する事務
 - (14) 会計年度任用職員の報酬支払に関する事務
- 6 主 な 着 眼 点
 - ・ 予算執行が適正かつ効率的に行われているか
 - ・ 収入調定の時期及び金額は適正か
 - ・ 契約の内容は適切か。記載どおり履行されているか

- ・ 補助金の交付時期、金額、実績報告等は適正か
- ・ 事務の執行は法令等に従って適正に行われているか。
- ・ 前回の監査における指導事項が改善されているか

7 監査結果 財務に関する事務等の執行は、次の点を除き、おおむね適正に執行されているものと認められた。

(国際・男女共同参画課)

収入調定に関する事務において、交付決定通知書に基づく調定がなされていないものがあった。

(スポーツ課)

収入調定に関する事務において、調定が遅延しているものがあった。

なお、事務処理上留意すべき軽微な事項については、口頭により指導を行った。